

下請取引適正化推進会議について

原油・原材料高や金融経済情勢の悪化に伴い、景気後退が深刻化し、弱い立場にある下請事業者に大きな影響が出ていることから、「下請適正取引等の推進のためのガイドライン策定検討会」(平成19年6月)を改組し、「下請取引適正化推進会議」を開催(平成20年12月)。以下の事項について検討中。

1. 取引慣行の見直し(取引慣行ワーキンググループの設置)

下請事業者にとって過度な負担となっている取引慣行(例えば、検査・検収のあり方、商社の介在など)の実態調査を実施し、今後の対応について検討する。

2. 手形による支払の見直し(手形支払ワーキンググループの設置)

手形で支払っても原債務は消滅しないため、60日を越えれば支払遅延状態との問題が有り得る。また、小切手さえも「支払の確実なものでないときは債務の本旨に従ったものとは言えない」とされている(最高裁判例)。他方で、手形による支払いに馴染んでいる業種や地域も有り得る。こうしたことから支払手段に関する実態調査を行い、現在の下請代金法の運用について見直しを検討する。

3. メンバー

資料1-2参照

(今後のスケジュール)

平成21年2月25日 第4回「取引慣行WG」開催予定
平成21年2月26日 第4回「手形支払WG」開催予定。
平成21年3月上旬 第2回「下請取引適正化推進会議」を開催予定。

※その後も必要に応じて、WGでの議論を継続し、準備が整い次第、第3回下請取引適正化推進会議を開催予定。